令和７年度も実施します！

＜事業者の皆様へ＞
自家消費型太陽光発電設備等導入　補助金

再生可能エネルギーの普及拡大により、県内の温室効果ガス排出量の削減につなげるため、県内事業者等を対象に、自家消費型の太陽光発電設備を導入するための費用の一部を予算の範囲内で補助します。

対象事業

太陽光発電設備、蓄電池※の設置

※太陽光発電設備と併せて設置するものに限ります。

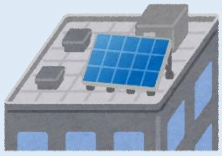

施設の屋根

事業所内の未利用地

蓄電池併設

対象者

- 県内に事業所を有する法人（国、国の所管する独立行政法人及び地方公共団体を除く。）
- 青色申告を行っている個人事業主
- PPA・リースを行う民間事業者

補助金の額

太陽光発電設備：**５万円／ｋＷ**（上限：８００万円）

蓄電池：価格（工事費込・税抜）※の**１／３**（上限：２００万円）

※16万円/kWhを超える場合は、 16万円/kWhとして算出

応募受付期間

２０２５年**６月13日（金）まで**

詳細はコチラ →

- **応募後、県で審査を行い、採択された案件のみ交付申請できます。**
- **主な補助要件は裏面のとおりです。**
- **環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を財源にしています。**

「晴れの国おかやま」サンサンパワー活用事業

問い合わせ先：岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

企画班 TEL:086-226-7298

©岡山県「ももっち・うらっち」

	主な補助要件
1	本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。
2	**未使用の**設備を**県内の事業所（需要地内※に設置するものに限る。）**に導入すること。（屋根置きの他、事業所内未利用地への野立て、駐車場へのソーラーカーポートも対象）※隣接地や近接地（道路や水路等で隔てられているもの）であって、需要地と一体で管理されている場所を含む
3	設置する太陽光パネル及びパワーコンディショナーの出力のいずれか少ない方が10kW以上であること。（同一敷地内に同時に複数箇所設置する場合はその合計出力）
4	本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の**50%以上**を自家消費すること。
5	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第９条第４項に基づく**FIT又はFIPの認定を取得しないこと。**
6	電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第５号ロに定める接続供給**（自己託送）を行わないこと。**
7	発電量を計測する機器を備えること。
8	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く**環境価値を需要家に帰属させるものであること。**
9	法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について**J-クレジット制度への登録を行わないこと。**
10	再エネ特措法に基づく**「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」**（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
11	ソーラーカーポートを除き、**新築する建築物**への太陽光発電設備の設置は補助の**対象外**とする。
12	太陽光発電設備を岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年条例第47号）**第２条第４号に規定する設置禁止区域及び同条第５号に規定する設置に適さない区域に設置する場合は補助の対象外**とする。ただし、建築物に設置されるものを除く。
13	蓄電池は３の付帯設備であり、業務用（20kWh以上）であること。

※上記以外の要件もあります。
詳細は脱炭素社会推進課のウェブサイトを御確認ください。

- **補助金の交付決定前に契約・着工した事業は補助対象外です。**
- **事業完了日から３０日を経過した日又は令和８年２月２８日のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。**
- **補助事業完了日の属する年度及び翌年度の事業実施結果の報告が必要です。**